

議案第53号

養父市企業等振興奨励に関する条例の一部を改正する条例の制定について

養父市企業等振興奨励に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。
令和5年12月5日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市企業等振興奨励に関する条例の一部を改正する条例

養父市企業等振興奨励に関する条例（平成24年養父市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の奨励措置を受けることができる事業者は、「養父市働き方改革推進宣言企業」の認定を受けた事業者（規則に定める事業者を除く。）とする。

第4条を次のように改める。

（奨励措置対象業種）

第4条 奨励措置の対象となる業種は、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる業種のうち、大分類に属する「農業、林業（農業、林業のうち、野菜作農業に分類される植物工場（環境及び生育のモニタリングを基礎として、高度な環境制御を行うことにより、野菜等の植物の周年・計画生産が可能な栽培施設をいう。）において事業を行うものに限る。）」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業（電気・ガス・熱供給・水道業のうち、発電所に分類される事業で地域資源を活かし環境に配慮した事業を行うものに限る。）」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業（中分類保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む。）に限る。）」、「不動産業、物品賃貸業（中分類物品賃貸業に限る。）」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉業（小分類療術業及び医療に附帯するサービス業に限る。）」及び「サービス業（他に分類されないもの）」とする。

別表第1の商用車導入助成金の項中「次世代自動車」の次に「、低排出ガス認定自動車」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の養父市企業等振興奨励に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に新条例第6条の規定による申請をする者について適用し、同日前にこの条例による改正前の養父市企業等振興奨励に関する条例第6条の規定による申請をした者については、なお従前の例による。

議案第53号 養父市企業等振興奨励に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

| 現 行 | | | | 改 正 案 | | | |
|---|-------|--------|------|---|-------|--------|------|
| <p>(奨励措置)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(奨励措置対象業種)</u></p> <p>第4条 奨励措置の対象となる業種は、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる業種のうち、大分類に属する農業、林業（農業、林業のうち、野菜作農業に分類される植物工場（環境及び生育のモニタリングを基礎として、高度な環境制御を行うことにより、野菜等の植物の周年・計画生産が可能な栽培施設をいう。）において事業を行うものに限る。）、<u>鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業（電気・ガス・熱供給・水道業のうち、発電所に分類される事業で地域資源を活かし環境に配慮した事業を行うものに限る。）、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育・学習支援業及びサービス業（他に分類されないもの）とする。</u></p> | | | | <p>(奨励措置)</p> <p>第3条 (略)</p> <p><u>2 前項の奨励措置を受けることができる事業者は、「養父市働き方改革推進宣言企業」の認定を受けた事業者（規則に定める事業者を除く。）とする。</u></p> <p><u>3 (略)</u></p> <p><u>(奨励措置対象業種)</u></p> <p>第4条 奨励措置の対象となる業種は、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる業種のうち、大分類に属する「<u>農業、林業（農業、林業のうち、野菜作農業に分類される植物工場（環境及び生育のモニタリングを基礎として、高度な環境制御を行うことにより、野菜等の植物の周年・計画生産が可能な栽培施設をいう。）において事業を行うものに限る。）、</u>」「<u>鉱業、採石業、砂利採取業</u>」「<u>建設業</u>」「<u>製造業</u>」「<u>電気・ガス・熱供給・水道業（電気・ガス・熱供給・水道業のうち、発電所に分類される事業で地域資源を活かし環境に配慮した事業を行うものに限る。）</u>」「<u>情報通信業</u>」「<u>運輸業、郵便業</u>」「<u>卸売業、小売業</u>」「<u>金融業、保険業（中分類保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む。）に限る。）</u>」「<u>不動産業、物品賃貸業（中分類物品賃貸業に限る。）</u>」「<u>学術研究、専門・技術サービス業</u>」「<u>宿泊業、飲食サービス業</u>」「<u>生活関連サービス業、娯楽業</u>」「<u>教育、学習支援業</u>」「<u>医療、福祉業（小分類療術業及び医療に附帯するサービス業に限る。）</u>」及び「<u>サービス業（他に分類されないもの）</u>」とする。</p> | | | |
| 別表第1（第3条関係） | | | | 別表第1（第3条関係） | | | |
| 奨励措置の種類 | 交付の要件 | 奨励金等の額 | 適用期間 | 奨励措置の種類 | 交付の要件 | 奨励金等の額 | 適用期間 |

| 現 行 | | | | 改 正 案 | | | |
|----------------------------|---|--|--|----------------------------|---|--|--|
| 事業所等 設置助成 金 | 指定事業者であること。 | 投下固定資産 に対して賦課 された固定資 産税の納付額 以内の額 | 操業開始後初 めて賦課され た年度から5 年間 | 事業所等 設置助成 金 | 指定事業者であること。 | 投下固定資産 に対して賦課 された固定資 産税の納付額 以内の額 | 操業開始後初 めて賦課され た年度から5 年間 |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 新エネル ギー設備 の導入奨 励金 | 環境に配慮した新エネルギー設備 (太陽光発電、風力発電、バイオ マス、太陽熱利用、雪氷熱利用、 地熱発電等の再生可能エネルギー を利用した設備(固定したものに 限る。)をいう。)を導入したも ので事業費が2,000,000円以上の ものであること。 | 直接要した経 費の10%以内 の額で上限 2,000,000円 | 設備等を導入 した年度 | 新エネル ギー設備 の導入奨 励金 | 環境に配慮した新エネルギー設備 (太陽光発電、風力発電、バイオ マス、太陽熱利用、雪氷熱利用、 地熱発電等の再生可能エネルギー を利用した設備(固定したものに 限る。)をいう。)を導入したも ので事業費が2,000,000円以上の ものであること。 | 直接要した経 費の10%以内 の額で上限 2,000,000円 | 設備等を導入 した年度 |
| 商用車導 入助成金 | 次世代自動車、低燃費かつ低排出 ガス認定自動車、特定特殊自動車 又は特種用途自動車を商用車とし て導入する事業であること。 | 車両価格の 10%以内の額 で上限 1,000,000円 | 次世代自動 車、低燃費か つ低排出ガス 認定自動車、 特定特殊自動 車又は特種用 途自動車を導 入した年度 | 商用車導 入助成金 | 次世代自動車、 <u>低排出ガス認定自 動車</u> 、低燃費かつ低排出ガス認定 自動車、特定特殊自動車又は特種 用途自動車を商用車として導入す る事業であること。 | 車両価格の 10%以内の額 で上限 1,000,000円 | 次世代自動 車、 <u>低排出ガ ス認定自動 車</u> 、低燃費か つ低排出ガス 認定自動車、 特定特殊自動 車又は特種用 途自動車を導 入した年度 |